

分類	質 問	回 答
書類	届出の書類の部数は？	様式第1号、様式第2号、それぞれに1部ずつ添付図面とチェックシートとなります。 詳しくは手引きP11を参照ください。
	調査書との地区計画届出との関係は？	あくまで地区計画の審査が優先されますので、調査書はその後になります。
	高度地区の指定はあるのか？	地区計画での高さ制限以外に、用途地域によって高度指定があります。 第1種中高層住居専用地域は第2種高度、第1・2種住居地域は第3種高度となります。
	角地の建ぺい率等の緩和は？	古宮第1地区の地区計画では角地の緩和はありません。
	求積図は？	最低敷地面積を設定しているため、法務局の分を添付してください。
	届出を提出してから、さくなどをつくることになったが？	様式第3号、様式第4号の変更届出を提出してください。
壁面後退	壁面後退の緩和措置は？	あります。詳しくは手引きP7を参照ください。
	壁面後退は壁芯か？	壁面です。
	バルコニーは壁面後退の対象か？	片持ちバルコニー(手すり1.1m)は対象外です。
	カーポートは物置等の緩和の規制に含まれるか？	軒の高さが2.3m以下であれば、物置の緩和の対象とします。
色彩	色彩見本とは？	カタログのコピーでかまいません。
	色彩の規制は、壁面だけか？	外から望見される部分を対象としているので、屋根も含まれます。
	マンセル値の規制は？	R(赤)彩度6以下、YR(橙)彩度6以下、Y(黄)彩度4以下、その他彩度2以下です。 例) 5R 7 / 1 N 6 色相 明度 彩度 無彩色 明度
さく	生け垣をしようと思うが？	生け垣づくり補助金の制度があります。 詳しくは土木グループにお問い合わせください。
	垣・さくの制限は？	道路に面する部分のみ制限しています。 詳しくは手引きP9を参照ください。

* 良好な環境を持つ魅力的なまちづくりのため、ご協力をお願いします。